

令和 7 年度 株式会社ポケモンとの連携による長崎県内周遊促進業務
企画提案仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 株式会社ポケモンとの連携による長崎県内周遊促進業務

2. 業務の目的

本業務は株式会社ポケモンが地域と連携して、その地域の魅力を国内外に発信する「ポケモンローカル Acts」(※1) の取組を活用し、デジタルスタンプラリー（以下、「ラリー」という。）を実施することで、長崎県内の観光地の周遊促進及び消費拡大を図ることを目的とする。

※1 地域それぞれの「推しポケモン」(本県は「デンリュウ」) が、各地の魅力を国内外に発信する活動 (Acts) を行っている。この取り組みにより多くの人々が各地域に訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指している。

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

4. 事業概要

(1) 実施内容

県内全域にラリーポイントを設置し、一定数のスタンプを集めた方に対して、抽選で県産品やコラボグッズ等をプレゼントする。

(2) ラリーポイントの設置場所

ポケモンが描かれたマンホールのふた（以下、「ポケふた」という。）及び県内 21 市町の観光施設等

(3) 実施期間（予定）

令和 7 年 7 月 19 日（土）～令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

5. 業務内容

「ポケモンローカル Acts」の取組を活用して、本県の周遊促進を図る取組の企画及び実施すること。なお、原則として、以下の要点をおさえ、提案すること。

(1) デジタルマップの活用

スマートフォン等を使って参加可能となる、デジタルマップ等を活用したラリーを企画提案すること。なお、デジタルマップについては、リアルタイムで参加者数やその属性（居住地・年代・男女・参加者の周遊したマップ登録地点の訪問数等）、ラリースポットの周遊状況等がわかる仕様とする。

※デジタルマップについては、ブラウザで稼働するものとし、アプリのダウンロードが必要な仕様は不可とする。

参考) 観光連盟ではボールドライト社が提供している「プラチナマップ」を活用している。

プラチナマップについては、右記 URL のとおり。<https://platinumaps.jp/>

(2) 周遊ラリー

①企画について

- 単にスタンプの取得に限らず、滞在時間の延長やラリーによって来県のリピート等が期待される企画を提案すること。
(例えば、クイズや謎解き、ビンゴ、イベント等を組み合わせて、参加者が楽しめるゲーム性のあるもの)
- 特に本ラリーは長期間での開催となるため、ラリーの参加者数を維持・拡大するための仕掛けもあわせて提案すること。
(例えば、期間中に季節や通年行われる県内各地のイベント、行事、ラッピングバス・電車等と連携した取組)
- ラリーの参加募集についても、期間中エントリー数を維持・拡大できるようなプロモーションの方法等について提案すること。

②ラリーのスポット登録について

県内 21 市町の観光施設等のスポットについては、一般社団法人長崎県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）が指定したスポットをデジタルマップに登録すること。ポケふたの設置箇所については以下のとおり。

※スポット登録数について、以下のとおり合計約 80 か所を想定している。

- 県内全 21 市町の観光施設等…約 70 か所（観光連盟が後日指定するスポットを登録すること。）
- 現在設置済の「ポケふた」…5 か所（ラリー開始時からスポット登録すること。）
 - ・長崎市尾上町 5-6
(設置場所：長崎駅西口側ヒルトン長崎-NBC 社屋間)
 - ・佐世保市新港町 3
(設置場所：させば五番街（佐世保港新みなと岸壁）)
 - ・大村市植松 3 丁目 135-5
(設置場所：新大村駅さくら口（東口）前の（大村市の市章）モニュメント付近)
 - ・雲仙市小浜町雲仙 320-18
(設置場所：極楽公園)
 - ・新上五島町有川郷 578-36
(設置場所：有川港多目的ターミナル)
- 令和 7 年秋頃設置予定の「ポケふた」…5 か所（設置後、スポットに追加登録すること。）
 - ・島原市、壱岐市、時津町、東彼杵町、佐々町の 5 市町 ※設置場所は未定

【参考情報】

- ・ポケモン化石博物館

開催期間：令和7年6月7日（土）～令和7年9月21日（日）

開催場所：長崎市恐竜博物館

- ・ポケモン工芸展

開催期間：令和7年9月12日（金）～令和7年12月17日（水）

開催場所：長崎歴史文化博物館

③ラリーのターゲットについて

別紙の『令和6年度スタンプラリー「ながさき照らす旅」実績』及び長崎県観光統計、長崎県観光動向調査を参考に、上記のターゲット（コアターゲット、戦略ターゲット、全体ターゲット）及びペルソナ（家族構成や年齢、趣味・志向等）を提案すること。

※長崎県観光統計、長崎県観光動向調査のページ（長崎県 HP）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kanko-bussan/statistics/>

（3）本業務におけるプロモーション

- ・ラリーの認知から参加、周遊に繋がる効果的なプロモーションの計画及び手法を（2）と開催期間等を踏まえ、提案すること。また、そのプロモーションの費用配分（媒体・時期）も併せて提案すること。

（例：WEB 広告、SNS キャンペーン、宣伝資材（ポスター、POP）、テレビ CM、動画広告、自社開催イベントの活用等）

- ・メディア等のパブリシティを可能な限り、獲得すること。

（4）ランディングページ（特設サイト）の制作

- ・ランディングページ（特設サイト）（以下、「LP」という。）を制作する際は、観光連盟の「ながさき旅ネット」の CMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用することとし、特設サイトにおける必要な全体のサイト構成（フレーム）と画像素材(JPG、PNG 等)、テキスト等を適宜、準備すること。ながさき旅ネットへ反映するための入力作業等については、観光連盟で実施する。
- ・テキストについては、SEO 対策を考慮すること。
- ・ラリーが長期間に渡るため、常にサイト流入の改善を図るためのサイト運営と更新に努めること。なお、その際の入力作業等については、観光連盟が実施する。
- ・デンリユウの素材は観光連盟が提供したものを活用し、制作にあたっては観光連盟の指示によること。

参考）前回、特設サイトへ流入した際に多かったクエリ（下記、上から多かった順）

- 1.長崎照らす旅
- 2.デンリユウ スタンプラリー
- 3.長崎 スタンプラリー

4.長崎 ポケモン スタンプラリー

5.デンリュウ 長崎 スタンプラリー

(5) ノベルティの製作・活用方法

- ① ノベルティは単価 500 円程度とし、ラリーへの参加意欲及び口コミを促進させるものを提案すること。製作種類は 2 種類、製作数は各 1,000 個ずつの計 2,000 個とする。なお、ノベルティの製作費については、委託料に含むものとする。

※ノベルティ製作に際し、必要となるデンリュウの素材は観光連盟より提供する。

- ② ラリーへの参加意欲及び口コミを促進させるノベルティの活用・配布方法を提案すること。また、ノベルティの種類によって配布時期を前半と後半に分けるなど工夫すること。

※配布方法に協力いただく施設等については、受託者はラリー開始前に同意を得ておくこと。

(6) ラリー運営

① 事務局について

本業務の実施にあたっては、参加方法、システムの操作方法、景品など本業務全般に関する問合せ対応をはじめ、本業務を着実に遂行できる体制を構築し、期間中は以下の対応を行うものとする。

- ・ラリーの開始から景品の贈呈終了までの間の 10 時から 17 時までの窓口設置（土日祝日の対応含む）
- ・参加者や協力店舗等からの緊急対応窓口（土日祝日の対応含む）
- ・ラリー期間中に協力店舗等に宣伝資材の掲示を行った場合、ラリーの終了後、協力店舗の意向を事前に確認の上、受託者による回収もしくは、協力店舗による廃棄など、適正な処分を行うこと。

② ラリースポットについて

- ・5(2)②に記載したスポットの登録に係る全ての作業を全て行うこと。
- ・デジタルマップにはラリースポットの必要な情報（写真・紹介文・住所・座標等）を登録すること。また、ラリーの実施に必要なかつ回遊を促すために有効な情報登録も行うこと。

③ 景品について

- ・条件を達成した参加者には厳正な抽選により当選者を決定し、景品を発送すること。景品については、原則として、観光連盟が指定したものを購入して発送すること。詳細は当方と協議のうえ、決定する。
- ・景品の応募区分や人数など、抽選参加における条件については、観光連盟

と協議のうえ、決定する。

- ・ 景品代及び送料については、委託料に含むものとする。委託料の見積にあたっては、景品代を 50 万円程度、送料を 10 万円程度見込むこと。

(7) 成果指標 (KPI)

成果指標 (KPI) は参加登録数とし、目標値を提案すること (最低目標値は、6,500 人以上とする)。その際、設定の根拠となるデータ等を提示すること。

(8) スケジュールイメージ

令和 7 年 5 月中旬	委託業者決定	
令和 7 年 5 月中旬～7 月中旬	準備	
	項目	時期
	① LP	7 月上旬
	② ノベルティ	7 月中旬
	③ デジタルマップ とラリー登録等	7 月中旬
令和 7 年 7 月 19 日 (土) ～ 令和 8 年 2 月 28 日 (土)	ラリー開催期間 (予定)	
令和 8 年 3 月	事業報告	

(9) 報告業務

- ・ 月 1 回を目途に、参加者やプロモーションの状況等を報告すること。また、設定した成果指標に対し、数値の進捗が芳しくない場合、プロモーションを行う等の対策措置を行うこと。
- ・ ラリーの参加者に対してアンケートを行い、参加者の属性や、本県の観光における内容、消費行動等について、集計・分析し報告すること。なお、アンケート項目については協議のうえ、決定する。

6. 著作権について

(1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、観光連盟に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利 (以下「第三者の権利」という。) を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負

うこととする。

- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、観光連盟と受託者で協議の上処理することとする。

7. 成果品

(1) 業務完了報告書

※本業務完了後、参加者数や周遊状況、本業務の推定消費額や成果指標の結果等を記載した業務完了報告書を作成し、提出すること。また、結果から本業務の改善点や、仮に来年度実施するとした場合の効果的なラリーの方法等を併せて記載すること。様式は任意とするが、紙媒体（原則 A4、両面印刷）と電子媒体（CD-R もしくは USB メモリ等）で納品すること。

(2) 本業務で制作した画像や印刷データ等（イラストレーターや JPG、PNG 等）

※上記データについては、必要な範囲内で観光連盟が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を観光連盟へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合、事前に観光連盟へ申入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度観光連盟と受託者で協議する。

(3) 本業務で製作したプロモーションツール（印刷物等）

(4) 参加者アンケートのローデータと集計したデータを格納した電子媒体

(5) その他、観光連盟が指示するもの

8. 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、観光連盟と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、観光連盟と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた個人情報等については受託者は適正な管理に努め、観光連盟の指示なく、他の目的への転用・持ち出しを行ってはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、プロポーザル後から契約を締結する過程において変更する場合がある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて観光連盟と協議の上、決定することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務終了後速やかに概要について報告すること。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

い。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、観光連盟の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

- (8) 原則として、本業務にかかる全ての内容において、株式会社ポケモンの監修を受ける必要があるため、ノベルティの製作やプロモーションの実施等において、受託者独自の判断で決定しないこと。